

## 「播磨町移住定住促進住宅リフォーム助成」をご利用ください

播磨町では、移住定住促進のための住宅リフォーム助成金を交付しており、令和7年度も実施します。播磨町への移住を促進し、地域経済の活性化を図るため、播磨町外から町内へ転入される移住者向けに、中古住宅・既存住宅のリフォームをされる方に対して、町内事業者が施工する住宅リフォーム工事に対し、その一部を助成するものです。

この制度は「播磨町住宅リフォーム助成制度」と併用が可能です。ぜひご活用ください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成対象 | 播磨町外から町内へ転入される移住者の方が、ご自分の <u>居住予定の住宅を、町内業者の施工により増改築、修繕、模様替え、設備改善など</u> を行うもので、 <u>工事費が20万円以上</u> のもの                                                                                                                               |
| 助成金額 | 工事費の10分の1（上限10万円）                                                                                                                                                                                                                  |
| 助成期間 | 令和8年3月31日まで ※予算の上限に達した場合、受付を終了します                                                                                                                                                                                                  |
| 申請手続 | 工事着工前（最低2週間前）に <u>申請書（様式第1号）</u> ・工事内容の分かる <u>設計図面</u> ・町内事業者からの <u>工事見積書（可能な限り部屋別）</u> ・ <u>工事予定箇所の写真</u> ・ <u>転入前の住所地の住民票謄本</u> ・ <u>転入前の住所地の移住予定者全員の完納証明書</u> ・ <u>住宅売買契約書又は賃貸借契約の写し</u> ・ <u>転入確約書（様式第2号）</u> を産業環境課へ提出してください。 |

※町内事業者とは・・・町内に本店又は支店のある法人・町内に住所のある個人事業者

《申請から助成金振込までの流れ》

申請→審査→交付決定→着工→工事終了→実績報告書・請求書提出→助成金振込

※「審査→交付決定」まで2週間ほどかかります。余裕をもって申請をしてください。

《留意事項》

- ・申請時にすでに着工している工事は対象になりません
- ・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
- ・工事完成後、実績報告書の提出（写真添付）が必要です
- ・「工事費」は消費税を除いた金額です
- ・町の他の補助・助成を重複して受けることはできません

（播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱（平成24年要綱第6号）、播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱（平成29年要綱第20号）及び播磨町空き家活用支援事業補助金交付要綱（令和6年要綱第26号）の規定によるものを除く。）

※ただし、播磨町住宅改造助成事業実施要綱（平成8年播磨町要綱第1号）に定める助成と重複する場合には、窓口にご相談ください。

- ・町税等を滞納している人や、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません

### 対象工事の例

- 屋根の葺替え・外壁の張替え・塗装工事
- 部屋の新設や間仕切りの変更
- 壁紙や床板の張替えなど内装工事
- バリアフリー改修工事・オール電化工事
- バルコニー工事
- 風呂や台所など水周りの設備改修 など

### 対象にならない工事

- ×車庫（カーポート）や物置のような住宅と別の工事
- ×門扉やブロック塀などの外構工事
- ×電話やインターネットの配線工事
- ×単なる製品のみの取り付け（給湯器・エアコン等
- ×店舗や事務所など営業施設のリフォーム工事
- ×防蟻工事 など